

電子処方箋の仕組みの構築について

令和2年10月21日

第3回健康・医療・介護情報利活用検討会 本体資料(抜粋)

【5/18検討会に提示した検討課題】

- ① これまでの紙の処方箋を患者が自ら運ぶ仕組みではなく、患者の利便性を考えた処方箋情報の電子的な共有の仕組みのあり方についてどのように考えるか
- ② 現行の電子処方箋ガイドラインに基づく電子処方箋の利用が確認されていない現状において、国民の誰もが利用できる仕組みとするための方策をどのように考えるか
- ③ 処方箋情報の電子的な共有の仕組みの実現に際して、全国で利用でき、処方情報や調剤情報を活用することによって重複投薬の回避にも資する仕組みとすることについてどのように考えるか
- ④ 新型コロナウイルス感染症への対応下でファクス情報に基づく調剤が可能となっているが、事後的な紙の処方箋原本の確認作業が必要となっている等の現状を踏まえ、医療機関・薬局での負担軽減を図るための仕組みについてどのように考えるか
- ⑤ 全国的に医療機関と薬局を結ぶ既存のネットワークとしてはオンライン請求ネットワークが考えられるところであるが、オンライン資格確認システムとして過去の薬剤情報の確認などができるようになる状況も踏まえ、同ネットワークを利用しリアルタイムで情報を共有する仕組みについてどのように考えるか

【関係する意見】

- ・ 電子処方箋が全国で利用できることやリアルタイムで情報共有する仕組みであることは必要
- ・ 電子処方箋の導入に際しては、紙を電子化するというだけではなく、デジタルを主と考えることが必要
- ・ 処方情報・調剤情報の共有を患者が望まない場合があり得ることを踏まえた情報共有の仕組みを検討すべき
- ・ 電子処方箋の真正性を確保するための方策を検討すべき

意見の整理とそれを踏まえた今後の方向

- 電子処方箋については、全国で利用できるものとし、患者の利便性向上とともに、重複投薬の回避、医療機関・薬局の負担軽減にも資する仕組みとする。
- リアルタイムで情報を共有する仕組みとして、全国的に医療機関と薬局を結ぶオンライン資格確認等システムのネットワークの活用を検討することとする。
- 処方箋の真正性確保のあり方について検討することとする。

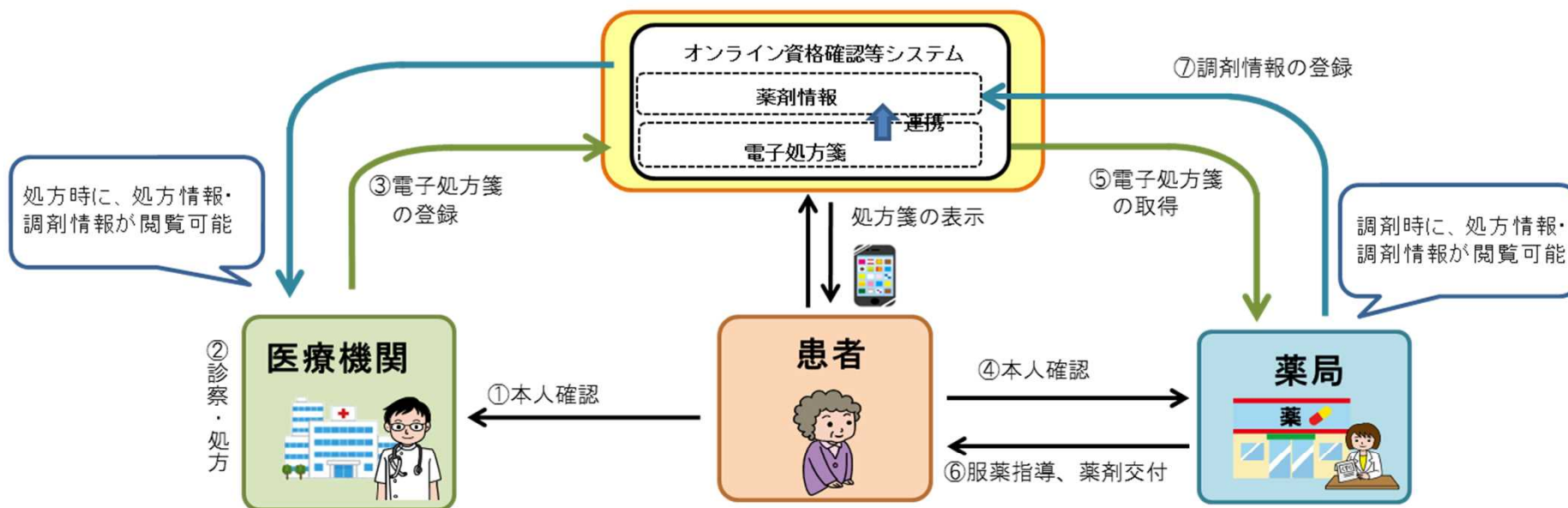
電子処方箋の仕組み(ACTION 2)の実現に向けた今後の進め方(案)

	医療保険部会	医薬・生活衛生局における検討
令和2年度		
7月9日	今後の進め方(案)について議論	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>※調査研究において論点の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子処方箋の真正性確保について ・患者の本人確認の方法について(患者が来院・来局しない場合を含む) ・処方時に重複投薬を知らせる仕組みについて ・処方情報・調剤情報のデータ保存期間について ・処方情報・調剤情報の画面表示項目・表示レイアウトについて ・医療機関・薬局における処方情報・調剤情報の入力方法等について ・電子処方箋の普及・促進について <p style="text-align: right;">等</p> </div>
秋頃	検討状況の進捗報告・議論	
1月～	医薬・生活衛生局における検討結果の報告	調達準備
令和3年度		
春頃～		調達、システム改修
令和4年度		
夏頃メド		

健康・医療・介護情報利活用検討会において示された電子処方箋の仕組みの概要

仕組みの概要

- オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋のサーバーを設置する。
- 医療機関は電子処方箋を登録する。
- 薬局において、患者の本人確認を行い、電子処方箋のサーバーから当該患者の電子処方箋を取得する。
- 薬局は調剤情報を電子処方箋サーバーに登録する。
- ※ 電子処方箋の情報を活用し、処方情報・調剤情報を他の医療機関・薬局で閲覧することを可能とする仕組みを構築する。



想定しているメリット

- 医療機関と薬局の間での情報の連携に貢献する（疑義照会や調剤情報の確認等の負担の軽減）。
- 薬局における処方箋記載情報の入力負担を軽減する。
- 薬局が紙ベースの処方箋原本を受けとる必要がないことから、処方箋発行後すみやかに、オンライン服薬指導を行い、薬局から患者宅に薬を送付することが可能になる。
- 処方情報・調剤情報を医療機関・薬局間で共有することにより、不要な重複投薬の削減につながる。

「電子処方箋の運用ガイドライン」で指摘されている電子処方箋のメリットについて

「電子処方箋の運用ガイドライン第2版（厚生労働省）」より抜粋

（１）医療機関、薬局における主なメリット

- ① 医療機関からの電子的な処方情報をもとに、薬局で処方内容の照会や後発医薬品への変更などを含む調剤業務が行われ、その結果を医療機関に戻し、次の処方情報の作成の参考にするという情報の有効利用が可能となる。
- ② 医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、医薬品の相互作用やアレルギー情報の管理に資することが可能となり、国民の医薬品使用の安全性の確保など公衆衛生の向上にも資する。
- ③ 医療機関では、紙の処方箋の印刷に要するコストが削減される。紙の処方箋の偽造や再利用を防止できる。
- ④ 薬局から医療機関への処方内容の照会の結果等の伝達や、先発品から後発品に調剤を変更した際の伝達がより容易になり、医療機関でも患者情報のシステムへの反映が容易になる。後発品の使用促進のため、一般名処方や後発品への変更調剤が今後も増加することを踏まえれば、処方した医師・歯科医師への調剤結果（患者に交付された薬剤の種類、用法・用量等）の伝達が容易になることは、重要である。
- ⑤ 遠隔診療の際、処方箋の原本を電子的に受け取ることが可能となる。
- ⑥ 調剤に関する入力等の労務が軽減され、誤入力防止される。調剤済みの紙の処方箋の保管スペース等を削減できる。
- ⑦ 電子版お薬手帳等との連携等により、医療機関や薬局の連携や処方内容の一元的・継続的把握の効率化等に資する。

（２）患者や家族における主なメリット

- ① 遠隔診療の際、処方箋の原本を電子的に受け取ることが可能となり、それによって医療機関での待ち時間が短縮されることが期待される。
- ② 薬局が患者に調剤した情報を電子的に提供し、患者自らが実際に調剤された情報を電子的に保存・蓄積し、服薬情報の履歴を管理できる。
- ③ 電子版お薬手帳等との連携等によって、患者等が自ら保存・蓄積した調剤の情報を、他の医療機関等に自らの意思で提示することが、紙媒体よりも容易になる。生活習慣病など比較的長期にわたって治療が必要な疾病では、生活環境の変化などにより医療機関や薬局を変更した場合でも、診療の継続性の確保が容易になる。
- ④ 患者が公共性のある機関（自治体等）に情報を預ける等の方法により、例えば、在宅医療、救急医療及び災害時に、医療関係者が患者の服用している薬剤を知ることが可能となる。



- 地域の医療機関・薬局間における情報共有の促進
- 一元的・継続的把握の効果的・効率的な実現（重複投薬や副作用等の未然防止等を含む）
- 患者が自らの医療情報を一元的に把握し、健康増進への取組に繋がる

システム設計に向けての重要論点について（1/2）

1. 本人確認（同意）のための仕組みについて

- オンライン資格確認等システムがマイナンバーカードや被保険者番号を使用していることを踏まえ、検討してはどうか
- オンライン資格確認等システムにおける資格確認時に併せて本人確認（同意）が可能な仕組みとしてはどうか
- また、以下のような場合における本人確認（同意）の方法、何に対して同意を得るのか、について整理する必要がある
 - ① 本人が来院・来局する場合
 - ② 来院・来局しない場合
 - ③ 本人以外（現にその看護に当たっている者）が来局する場合

2. 電子処方箋の真正性確保について

- 電子処方箋の真正性の確保の観点から、とるべき対応について整理する必要がある

3. 医療機関が電子処方箋をシステムに登録する仕組み、薬局が調剤結果情報をシステムに登録する仕組みについて

- 患者が紙の処方箋を希望した場合も想定した仕組み・運用としてはどうか
- 以下のような機能についても併せて検討する必要があるのではないかと
 - ① 電子処方箋が発行された旨及びその処方内容を、患者が指定する薬局に知らせる仕組み
 - ② 複数の電子処方箋が発行されている場合において、薬局が受け付ける処方箋を特定する仕組み
 - ③ 調剤結果を処方箋発行元医療機関にフィードバックする仕組み

システム設計に向けての重要論点について (2/2)

4. 電子処方箋を薬局のシステムに取り込む仕組みについて

- 当該処方箋以外の処方情報も取り込めるようにすべきか
- オンライン資格確認等システムで閲覧可能になる薬剤情報等についても併せて取り込めるようにすべきか

5. 電子処方箋を患者本人が自ら確認するための仕組みについて

- オンライン資格確認等システムではマイナポータルが活用されることを踏まえ、検討してはどうか
- 電子版お薬手帳との連携も視野に入れて検討してはどうか

6. 患者の処方情報・調剤情報を医療機関・薬局で共有するための仕組みについて

- 当該処方に関係する医療機関・薬局だけでなく、広く処方情報・調剤情報を共有できる仕組みとしてはどうか

7. 重複投薬を未然防止する仕組みについて

- 処方時や調剤時に他の医療機関・薬局から登録された処方情報・調剤情報と突合することにより、重複投薬を未然に防止する仕組みとしてはどうか

8. 処方情報・調剤情報のデータ保存期間について

- オンライン資格確認等システムによりレセプト記載の薬剤情報が閲覧可能になることを踏まえ、データの保存期間について検討してはどうか

本日の論点

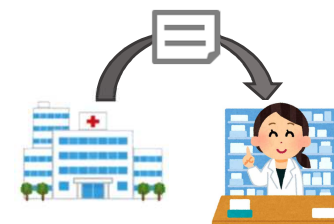
電子処方箋の仕組みに関する開発・運営主体について

- オンライン資格確認等システムを基盤とする方針とされているが、その開発・運営主体は決定されていない。

新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

ACTION 2：電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始



【論点】

電子処方箋の運用に関する法的スキームや費用負担について別途早急に整理することを前提に、電子処方箋は、オンライン資格確認等システムを基盤とする仕組みであることから、同システムの開発・運営を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が電子処方箋の運営主体となることについて、どう考えるか。